

町田市下水道条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和8年(2026年)6月1日

提出者 町田市長 稲垣 康 治



200立方メートルを超え500立方メートル以下の分	1立方メートルにつき <u>340円</u>
500立方メートルを超え1,000立方メートル以下の分	1立方メートルにつき <u>390円</u>
1,000立方メートルを超える分	1立方メートルにつき <u>440円</u>

	200立方メートルを超え500立方メートル以下の分	1立方メートルにつき <u>270円</u>
	500立方メートルを超え1,000立方メートル以下の分	1立方メートルにつき <u>310円</u>
	1,000立方メートルを超える分	1立方メートルにつき <u>345円</u>
浴場 汚水	<u>8立方メートル以下の分</u>	<u>280円</u>
	<u>8立方メートルを超える分</u>	<u>1立方メートルにつき 35円</u>

備考

1 一般汚水とは、浴場汚水以外の汚水をいう。

2 浴場汚水とは、公衆浴場営業（温泉、むしぶろ、その他の特殊な公衆浴場営業を除く。）の用に供した汚水をいう。

2 前項の規定にかかわらず、浴場汚水（公衆浴場営業（温泉、蒸し風呂その他の特殊な公衆浴場営業を除く。）の用に供した汚水をいう。）に係る使用料の額は、使用月ごとに370円と、当該使用月において使用者が排除した汚水1立方メートルにつき40円を乗じて得た額との合計額に、100分の110を乗じて得た額とする。この場合において、1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。

（中途使用の場合の使用料）

第24条 月の中途において公共下水道の使用を開始し、又は使用を休止し、若しくは廃止した場合の使用料は、1か月分として算定する。この場合において、使用日数が15日以内のときは、第22条第1項中「740円」とあるのは「370円」と、同条第2項中「370円」とあるのは「185円」とする。

（中途使用の場合の使用料）

第24条 月の中途において公共下水道の使用を開始し、又は使用を休止し、若しくは廃止した場合の使用料は、1か月分として算定する。ただし、使用日数が15日以内の場合には、第22条の表に定める8立方メートル以下の分の使用料は、1か月分の2分の1の額とする。この場合において、1円未満の端数

があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和9年1月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例による改正後の町田市下水道条例の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後の使用に係る使用料から適用し、施行日前の使用に係る使用料については、なお従前の例による。
- 3 前項の場合において、施行日前から施行日以後に引き続く使用者の施行日以後最初に認定する排水量に係る使用料は、当該排水量を日々均等に排除したものとみなして算定する。